

防災業務計画

令和4年4月

本州四国連絡高速道路株式会社

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的と構成等	1
第1 目的	1
第2 構成	1
第3 修正	1
第4 定義	1
第2章 基本方針	1
第1 災害の未然の防止	2
第2 災害応急対策	2
第3 災害復旧	2
第4 防災に関する組織	2
第2編 災害予防	3
第1章 災害に強い道づくり	3
第1 防災対策の計画的実施	3
第2 構造物・施設等の耐震性の確保	3
第3 防災に関する調査研究等	3
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3
第1 防災体制の整備	3
第2 連絡体制の整備	4
第3 通行制限等の実施基準の整備	4
第4 災害情報・通信システムの整備	4
第5 各種資料の整備保全	5
第6 資機材の確保	5
第7 防災中枢機能の確保等	5
第8 食料・飲料水等の備蓄等	5
第3章 防災上必要な教育及び訓練の実施	5
第1 防災教育の実施	5
第2 防災訓練の実施	5
第4章 お客様等に対する防災知識の普及	5
第3編 災害応急対策	6
第1章 災害発生前の対応	6
第2章 通行制限等の実施	6
第3章 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等	6
第1 災害情報の収集・連絡	6

第2	通信手段の確保	7
第4章	活動体制の確立	7
第1	活動体制	7
第2	災害応援	7
第3	関係機関との連携	7
第5章	道路機能の確保等	7
第1	道路交通規制	7
第2	応急復旧等	7
第3	緊急輸送道路・迂回路に対する措置	8
第6章	災害時における広報	8
第1	お客様への情報提供	8
第2	地域住民等への情報提供	9
第3	関係機関との情報交換	9
第4	お客様からの問い合わせに対する対応	9
第4編	災害復旧	9
第1	災害復旧計画の策定	9
第2	災害の再発防止	9
第3	災害復旧の促進	9
第4	がれきの処理	9
第5編	南海トラフ地震への対応	9
第1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項	9
第2	津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項	10
第3	関係者との連携協力の確保に関する事項	10
第4	防災訓練に関する事項	10
第5	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	10

第1編 総則

第1章 計画の目的と構成等

第1 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第39条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「特措法」という。)第5条の規定に基づき定める防災業務計画であって、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」という。)が高速道路株式会社法(平成16年6月9日法律第99号)第5条第1項第1号から第3号までの規定に基づいて管理を行う道路その他の施設(以下「本四道路等」という。)の災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する業務の大綱を定めることにより、防災対策の総合的かつ有機的な推進を図り、災害から保護するとともに災害時における道路交通を確保することで、その社会的役割を充分果たすことを目的とする。

第2 構成

この計画は、現実の災害に対応した構成としている。第1編の総則に続いて、第2編を災害予防、第3編を災害応急対策、第4編を災害復旧で構成し、災害全般に関し、各段階における諸業務について定めている。さらに、第5編を南海トラフ地震への対応として諸業務についてまとめて定めている。

第3 修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、今後必要に応じて修正を加えていくものとする。

第4 定義

(1) 災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 防災

災害対策基本法第2条第2号に規定する防災をいう。

(3) 通行制限等

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第5条第1項に規定する機構の要請に基づく本四道路の通行の禁止又は制限及び同法第5条第2項に規定する本四道路の供用の拒絶をいう。

第2章 基本方針

本四道路3ルートが本州・四国間の交通動脈の中心としての社会的役割に応えるために、災害に強い道路等の形成を図り、防災対策に万全を期すものとする。特に海峡部長大橋梁については、厳しい自然条件の中に位置し、他に代替交通機関も少ないことから、防災対策についてもその役割の重要性を考慮し、万全を期す必要がある。防災には、災害の未然の防止、災害応急対策、災害復旧と三段階があり、それぞれの段階で体制を整備するとともに、国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)、地方公共団体、高速道路株式会社、鉄道、事業者等関係機関と一体となって最善の対策を講じ

るものとする。

第1 災害の未然の防止

災害を未然に防止するため、日頃から本四道路等の管理を強化するとともに、本四道路等の維持管理事業を計画的かつ総合的に推進するものとする。併せて、防災に関する調査研究、防災体制の整備、資機材や食料、飲料水等の備蓄、防災教育・訓練の充実等の推進を図ることにより、防災対策の質的・技術的向上に努める。

第2 災害応急対策

(1) 災害情報の収集・連絡

災害が発生した場合における被害を最小限にするため、災害発生直後の被害規模等の状況を的確・早期に把握するものとする。災害情報の迅速な収集システムの整備を図り、通信手段の確保に万全を期すことにより関係行政機関、被災者等に適切な判断と行動に資する的確な情報を提供するものとする。

(2) 道路機能の確保

災害発生後、速やかな社員の参集により災害の規模に応じた的確な災害応急対策を実施できる体制を整備し、緊急輸送や災害応急対策活動のための道路機能を確保するものとする。

(3) 応急復旧

本四道路等の点検により速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止を図るとともに、被災道路施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するものとする。

第3 災害復旧

的確な被災状況の把握に基づき、速やかに災害復旧計画を策定し、被災道路施設の迅速かつ円滑な災害復旧を実施するものとする。

第4 防災に関する組織

(1) 防災会議

会社の防災対策の有効かつ適切な推進を図ることを目的として、会社に防災会議を設置する。防災会議に係る組織、運営に関する事項については、この計画に定めるもののほか、別に定める。

(2) 非常災害対策本部等

本四道路等において、非常かつ重大な災害が発生した場合には、会社が実施する当該災害に係る災害応急対策を推進するため、本社にあつては非常災害対策本部を、管理センターにあつては非常災害対策現地本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置するものとする。この場合において、会社は、国、機構、地方公共団体等関係機関と有機的連携を保ち、国又は地域の防災体制に寄与するよう努めるものとする。また、会社は関係する県防災会議及び市町村防災会議に参加し、地域防災計画の作成及び実施、その他の業務に協力するものとする。災害対策本部等については、この計画に定めるもののほか、別に定める防災業務要領によるものとする。

第2編 災害予防

第1章 災害に強い道づくり

第1 防災対策の計画的実施

本四道路等の災害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に防災対策を実施するものとする。

第2 構造物・施設等の耐震性の確保

本四道路の災害時の緊急輸送道路としての重要性を考慮し、本四道路の構造については耐震性の確保に配慮するものとする。土木構造物、建築物、通信施設、防災関連施設等の構造物、施設等の耐震設計は、それらの重要性・目的等により異なるが、基本的な考え方は次によるものとする。

- (1) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても構造物の崩壊を生じさせないことを基本的な目標とする。(既往構造物の補強も含む。)
- (2) 特に海峡部長大橋の耐震設計は、本州四国連絡橋耐震設計基準等によるものとする。

第3 防災に関する調査研究等

防災技術等の調査研究及び情報の収集に努め、防災業務に反映させるものとする。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 防災体制の整備

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、並びに災害応急対策、災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、必要な防災活動に即応できる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(1) 災害時における体制

災害時における体制は、注意及び警戒体制(災害の発生のおそれがある場合)、緊急体制(災害が発生した場合)及び非常体制(広域かつ重大な災害が発生した場合)とし、体制の基準は別に定める防災業務要領によるものとする。

(2) 非常参集体制

休日・夜間等の勤務時間外における災害発生時の非常参集については、本社及び各管理センターごとに参集の基準、対象社員、連絡方法、場所等をあらかじめ定め、非常参集体制を整備しておくものとする。

(3) 関係機関との連携

都道府県防災会議及び市町村防災会議に積極的に参加し、平常時より関係機関との連携を強化しておくとともに、連絡体制の整備を図るものとする。

(4) 災害発生時の応援協力体制

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、関係機関等との応援協力体制について整備を図るものとする。

(5) 兼用工作物管理者との連携

兼用工作物管理者と平常時より緊密な連携を保ち、災害発生時には協力して防災活動に当たるものとする。

第2 連絡体制の整備

災害発生時の連絡体制について、休日・夜間等の勤務時間外を含めて整備を図るとともに、その周知を徹底するものとする。

第3 通行制限等の実施基準の整備

本四道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは予想される場合における通行制限等の実施基準は別に定める防災業務要領によるものとする。

第4 災害情報・通信システムの整備

(1) 情報収集・観測機器

機動的な情報収集活動を行うため、地震計、風速計、雨量計等の観測機器を計画的に整備するとともに、定期的な点検に努めるものとする。また、社有車等を活用した情報収集体制の整備を図るものとする。

(2) 通信施設

災害時における情報通信の重要性を考慮し、情報通信施設の耐震性の向上及び停電対策、情報通信施設の危険分散、伝送路の多ルート化等を図るものとする。また、災害時の情報通信手段の確保については、平常時よりその確保に努めるものとし、その整備及び運用・管理に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。

イ 伝送路

伝送路の多ルート化及び予備施設の確保を図るものとする。

ロ 無線設備

平常時より無線設備の点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に努めるものとする。

ハ 携帯電話等

災害時における携帯電話等の電気通信事業用移動通信の活用体制について整備を図るものとする。

ニ 災害時優先電話

NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所について周知しておくものとする。

ホ 通信施設の管理・運用体制

平常時より通信施設の管理・運用体制を構築しておくとともに、緊急点検方法をあらかじめ確立しておくものとする。

(3) 情報提供施設

お客様等に対する災害情報の提供のため、道路交通情報提供施設の整備を図るものとする。

第5 各種資料の整備保全

円滑な災害応急対策を行うため、あらかじめ施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を防ぐため、複製を別途保存するものとする。

第6 資機材の確保

災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、管理センター間の連携を念頭に総合的な資機材の備蓄を推進するとともに、調達方法等の多様化を図り、資機材の確保に努めるものとする。

第7 防災中枢機能の確保等

災害応急対策等を推進する本社及び管理センターの施設、設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努めるとともに、停電時でも対応できるよう自家発電設備等の整備を図るものとする。特に、コンピュータのバックアップシステムの構築やデータのバックアップ対策を講ずるものとする。

第8 食料・飲料水等の備蓄等

災害対策本部等の運営に必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するとともに、それらの調達体制についても整備するよう努めるものとする。

第3章 防災上必要な教育及び訓練の実施

第1 防災教育の実施

社員の防災に関する知識の修得及び災害時における迅速かつ的確な対応能力の向上を図るため、防災に関する研修の充実と推進を図るとともに、国、地方公共団体等関係機関が実施する講習会等に積極的に参加するものとする。

第2 防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

国、機構、地方公共団体等と調整を図りつつ、大規模災害を想定した防災訓練を、年1回以上実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

防災訓練を行うに当たっては、非常参集訓練、情報の収集・伝達訓練、非常災害対策本部等設置運営訓練、災害応急対策訓練等の実践的な訓練を実施するものとする。

また、防災訓練終了後には訓練の評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。

第4章 お客様等に対する防災知識の普及

道路防災週間、防災週間その他の防災関連行事を通じ、お客様等に対して災害の危険性を周知するとともに、本四道路等の被害状況、異変等の通報協力要請及び災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及、啓発に努めるものとする。このお客様に対する防災知識の

普及は、チラシ又はパンフレットの配布、ポスター、横断幕、懸垂幕又は看板の掲示、ビデオの上映等を活用して行うものとする。

第3編 災害応急対策

第1章 災害発生前の対応

災害が発生するおそれがあると認められる場合には、別に定める防災業務要領により適切な警戒措置をとるものとする。

第2章 通行制限等の実施

本四道路等の通行が危険であると認められる場合又は予想される場合には、別に定める防災業務要領に基づき、通行制限等その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保等

災害が発生した場合には、災害情報等の収集・連絡を迅速に行うものとする。

この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 一般災害情報等の把握と連絡

イ 地震災害

地震が発生した場合には、気象庁からの地震情報及び津波情報等の連絡を受けるほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ等の地震情報及び津波情報、本四道路等の地震計情報等を確認し、地震及び津波の規模、範囲、通行制限等の状況などについて把握するものとする。

管理センターは、防災業務要領に定める規模の地震が発生した場合、直ちに本社に連絡するものとする。

ロ その他災害

災害が発生した場合、管理センターは、災害の規模、範囲を把握し、通行制限等の措置を含め、直ちに本社に連絡するものとする。

(2) 被害規模の早期把握

災害が発生した後、本社及び管理センターは、本四道路等の概括的な被害状況及び被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たるものとする。

なお、情報の収集に当たっては、撮影等による情報収集や画像情報を活用し、被害規模の早期把握を行うものとする。

(3) 災害発生直後の被害情報等の収集・連絡

災害が発生した後、管理センターは、被害情報等を迅速に収集するとともに、概括的な被害情報を直ちに本社に連絡し、以後は、順次、情報の内容及び精度を高め、本社(非常災害対策本部設置後は当該本部)に報告するものとする。また、非常災害対策現地本部等は、被害情報等を速やかに関係機関に連絡するものとする。

(4) 災害応急対策活動情報の連絡

管理センターは、本社に非常災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況等を連絡するとともに、社員の応援の必要性についても連絡するものとする。また、本社及び管理センターは、災害応急対策の活動状況等を関係機関に連絡するものとする。

(5) 関係機関との情報交換

本社及び管理センターは、収集した被害情報、災害応急対策活動状況等に関し、関係機関と緊密な情報交換を行い、連携の強化を図るものとする。

(6) 窓口の一元化

災害情報の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に特に留意し、現地における災害応急対策活動等に支障を来すことのないよう配慮するものとする。

第2 通信手段の確保

本社及び管理センターは、災害発生後、直ちに業務用通信回線の機能確認を行い、代替ルートを含めた災害情報連絡のための通信手段の確保及びその維持に努めるものとする。

第4章 活動体制の確立

第1 活動体制

本社及び管理センターは災害が発生した場合には、関係社員の非常参集を行うとともに、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 災害応援

大規模な災害が発生した場合、原則として社員の応援は、被災した又は被災した本四道路等を担当する管理センターが本社に要請するものとするが、通信の途絶等により要請ができない場合には、本社の判断で社員等を派遣し、情報収集を行い、応援体制の確立を図るものとする。

第3 関係機関との連携

本社及び管理センターは、国、地方公共団体等関係機関と緊密な連携の確保に努めるものとする。

第5章 道路機能の確保等

第1 道路交通規制

通行制限等を行うに当たっては、機構、警察機関、関係道路管理者及び関係機関と密接な連絡と調整を図るものとする。

第2 応急復旧等

本四道路等について早急にその被害の状況を把握するとともに、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路交通の確保に努めるものとする。また、災害時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保することを最優先とし、段階的な応急復旧等も実施するものとする。

(1) 障害物の除去

路上の障害物の除去については、状況に応じて警察機関、消防機関及び自衛隊等と協力し、必要な措置を講ずるものとする。また、車両その他の物件により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、機構に対し、必要な措置を行うことを求めるものとする。

(2) 応急復旧

本四道路等が被災した場合において、道路交通の確保及び被害の拡大を防ぐため、必要があるときは、仮道、仮橋、締切工等の災害応急対策を迅速に施行する等、被害状況に応じた適切な応急復旧を行うものとする。

(3) 関係機関との情報交換

障害物の除去及び応急復旧等の災害応急対策の実施状況については、必要に応じて、関係機関と密接な情報交換を行うものとする。

(4) 自衛隊の応援派遣

人命又は財産保護のため必要があるときは、災害対策基本法第80条第2項の規定に基づき、管理センター所長は、都道府県知事に自衛隊の応援派遣の要請を依頼し、応急復旧等の災害応急対策を迅速に施行するものとする。

第3 緊急輸送道路・迂回路に対する措置

本四道路が国、地方公共団体等関係機関から緊急輸送道路等に指定されたとき、又は、他の道路の迂回路として位置付けられたときは、これに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するとともに、料金徴収業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

第6章 災害時における広報

災害時において、お客様や地域住民が非常事態に即応した適切な措置をとり得るよう、本四道路に関する正確な情報を、報道機関、道路交通情報提供施設等を通じて提供するものとする。

第1 お客様への情報提供

お客様が安全かつ円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や通行制限等の情報を、速やかにお客様に提供するものとする。

(1) 道路交通情報提供施設等による情報提供

災害への対応状況、非常事態等への対応状況、お客様への対応状況及び通行制限等に関する情報を、道路交通情報提供施設及び看板による標示等により、お客様に提供するものとする。

(2) マスメディアその他IT等を活用した情報提供

通行制限等及び迂回路等の道路交通情報を、電話、ラジオ、テレビ等のマスメディアその他IT等を活用してお客様に提供するものとする。

第2 地域住民等への情報提供

本四道路等の被害状況、通行制限等の状況、復旧状況とその見通し等災害に関する情報を、ラジオ、テレビ等のマスメディアその他IT等を活用して地域住民等に提供するものとする。

第3 関係機関との情報交換

情報の公表及び広報活動を行う場合には、その内容について、必要に応じて国、地方公共団体等関係機関と情報交換を行うものとする。

第4 お客様からの問い合わせに対する対応

必要に応じて災害発生後速やかに、お客様からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

第4編 災害復旧

本四道路への本州四国間の交通動脈としての社会的要請に応えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

第1 災害復旧計画の策定

(1) 災害復旧計画

災害発生後、速やかに被害状況及びその原因等を調査し、災害復旧のための工法及び経費等を決定するものとする。

(2) 兼用工作物等の管理者等との協議

被災施設が兼用工作物である場合又は隣接して被災施設に重要な影響を及ぼす施設がある場合は、当該管理者及び機構と早急に協議して災害復旧計画を定めるものとする。

第2 災害の再発防止

被災施設の復旧に当たっては、災害の再発防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第3 災害復旧の促進

災害復旧計画策定後は、復旧工事を迅速かつ円滑に実施するものとする。

第4 がれきの処理

被災により生じたがれきの処理は、関係機関と調整の上、計画的に行うものとする。また、がれきの処理に当たっては、環境汚染の未然の防止又は住民や作業者の健康被害が発生することのないよう、適切な措置等を講ずるものとする。

第5編 南海トラフ地震への対応

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関しては、本計画第2編第1章及び第2章第4によるものとする。

第2 津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項

(1) 津波等に関する情報の伝達等

気象庁から大津波警報又は南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達は、本計画第3編第3章第1に準じて実施するものとする。また、お客様や地域住民等への情報の提供は、本計画第3編第6章に準じて実施するものとする。

(2) 本四道路等における避難誘導計画の策定

津波の影響が想定される本四道路等では、お客様、社員等の避難誘導計画を策定し、安全を確保するものとする。

(3) 地域住民等の避難行動等への協力

地方公共団体から、津波（レベル2）に対応できる避難施設その他の避難場所、避難路、避難階段その他の避難経路について、本四道路等における整備要望があった場合は、地方公共団体と連携し、地域住民等の安全確保のために避難場所の提供等に協力するとともに、体制の整備を図るものとする。

(4) 施設等に関する対策

津波の影響が想定される本四道路等において、地震発生時の津波襲来に備えた点検及び巡視を行う必要がある場合又は工事中の構造物・施設等についての安全確保上の措置を講ずる必要がある場合は、社員等又は工事関係者の安全確保を図った上で、必要な措置を講ずるものとする。

第3 関係者との連携協力の確保に関する事項

(1) 資機材、人員等の配備手配

本計画第2編第2章第1(3)から(5)まで及び第6並びに第3編第4章第3、第5章第1、第2(1)及び(3)、第3、第6章第3並びに第4編第1(2)及び第4に準じて実施するものとする。

(2) 自衛隊の応援派遣

本計画第2編第2章第1(4)及び第3編第5章第2(4)に準じて実施するものとする。

第4 防災訓練に関する事項

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、本計画第2編第3章第2に準じて実施するものとする。

第5 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災上必要な社員教育は、本計画第2編第3章第1に準じて実施するものとする。また、地震災害時における広報は、本計画第3編第6章に準じて実施するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行する。